

26 日 獣 発 第 210 号

平成 26 年 11 月 12 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

豚流行性下痢 (PED) ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて

このことについて、平成 26 年 10 月 28 日付け 26 消安第 3736 号をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長の連名で、別添①のとおり通知がありました。併せて、同日付け事務連絡をもって、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐及び動物衛生課保健衛生班課長補佐の連名で別添②のとおり、通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知 (別添①) は、豚流行性下痢 (PED) ワクチン供給について、本年度の第 3 四半期までに約 290 万回分を出荷予定であり、続く第 4 四半期も安定的な供給が見込まれることから、「豚流行性下痢 (PED) ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について (平成 26 年 5 月 1 日付け 26 消安第 588 号通知)」を見直し、別添①にある 3 点の協力体制は維持するものの、ワクチン販売事業者がその販売にあたり都道府県に対して確認を行う手順を廃止することとし、併せて、当該通知を廃止する旨、本会会員に了知と協力を依頼されたものです。

一方、事務連絡 (別添②) では、このたびの協力体制の見直しを踏まえ、都道府県、販売事業者、ワクチン製造メーカー、獣医師、養豚農家に求められる基本的な対応について、それぞれに協力を依頼しています。

なお、今後、ワクチンの需要が再び逼迫する状況が生じることが見込まれる場合は、当該通知による枠組みを再度実施することも検討する旨、了知するよう併せて依頼されています。

本件内容の問合せ先 公益社団法人 日本獣医師会： 事業担当 駒田・長野 TEL 03-3475-1601



26消安第3736号
平成26年10月28日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長
動物衛生課長

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しにつ
いて

豚流行性下痢（PED）のワクチンについては、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給に係る協力依頼について」（平成26年5月1日付け26消安第588号消費・安全局畜水産安全管理課長及び動物衛生課長通知。以下「協力体制通知」という。）に基づき、円滑な供給に御尽力いただいているところです。

ワクチン供給については、本年度の第3四半期までに約290万回分の出荷予定であり、第4四半期も安定的な供給が見込まれています。

これを踏まえ、協力体制通知を見直し、月ごとの需要に応じた供給に係る枠組みは維持しつつ、販売事業者がワクチンの販売に当たって都道府県に対する確認を行う手順を廃止することとし、下記の1から3までの協力体制としますので、御協力願います。

なお、今後、ワクチンの需給が再びひっ迫する状況が生じることが見込まれる場合は、協力体制通知による枠組みを再度実施することも検討しますので、あらかじめ御承知願います。

また、本通知の施行に伴い、協力体制通知は廃止することとしますので、併せて通知します。

記

1. 都道府県は、都道府県におけるワクチンの1か月ごとの需要見込量を把握し、これを販売事業者に情報提供すること。また、養豚農家に対して、各自の需要見込量の範囲で発注するよう周知すること。
2. 獣医師は、各養豚農家から情報提供されるワクチンの1か月ごとの需要見込量を超えない範囲でワクチンに係る指示書の交付を行うこと。さらに、養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの製造メーカーの製品にこだわることなく使用すること及び接種適期を確認した上で正しく使用することを指導すること。
3. 販売事業者は、獣医師又は農家から注文を受けた際は、1か月ごとの需要見込量を超えない範囲で販売すること。



別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合 日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人 日本SPF豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会



事務連絡
平成26年10月28日

各都道府県動物衛生主管課長 殿
別記 関係団体の長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課薬事監視指導班課長補佐
動物衛生課保健衛生班課長補佐

豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しを踏まえた協力依頼について

豚流行性下痢（PED）ワクチンの供給については、「豚流行性下痢（PED）ワクチンの円滑な供給の協力体制の見直しについて」（平成26年10月28日付け26消安第3736号消費・安全局畜水産安全管理課長、動物衛生課長通知）をもって、これまでの体制を見直したところです。今後の基本的な対応については、下記のとおりとしますので、御協力願います。

記

1. 都道府県

(1) 都道府県が把握している養豚農家の需要見込量を基に、都道府県内の1か月ごとの需要見込量（各月中に1回目のワクチン接種を行う妊娠豚の頭数の2倍。以下単に「需要見込量」という。）を計算し、販売事業者に速やかに情報提供すること。その際、販売事業者に対して、養豚農家等へ未販売のワクチン（以下「在庫」という。）がある場合は、その量を差し引いた数量を製造メーカーに注文するよう依頼すること。また、養豚農家に対して、各農家の需要見込量の範囲で販売事業者が発注するよう周知すること。

なお、当初把握していた需要見込量の範囲内で調整することが困難な場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課に速やかに連絡すること。

(2) 販売事業者のうちの幹事社に対して、別添様式により取りまとめるよう連絡するとともに、報告された販売実績を農林水産省畜水産安全管理課に翌月の第2週の金曜日までに報告すること。

2. 販売事業者

(1) 1の(1)により都道府県から情報提供される需要見込量を参考に、1か月ごとの販売予定数量を決定し、その範囲内で製造メーカーに注文すること。ただし、在庫がある場合は、販売予定数量からその量を差し引いた数量とすること。

(2) 製造メーカーに注文する際は、「需要見込量の該当月」及び「注文数量の都道府県ごとの内訳」を明らかにすること。

(3) 翌月分の注文は、ワクチンの輸送や販売に要する日数を考慮して、当月の合理的な時期に開始すること。



- (4) ワクチンの注文を受けた際は、需要見込量を超えない範囲で販売すること。
- (5) 都道府県の幹事社にあっては、各月の販売実績を別添様式にて取りまとめ、翌月の上旬までに都道府県に報告すること。

3. 製造メーカー

- (1) 販売事業者から注文を受けてワクチンの販売を行う際は、農林水産省が提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に、販売事業者に販売すること。
- (2) 各月の出荷量について、翌月の上旬までに農林水産省畜水産安全管理課に報告すること。

4. 獣医師

- (1) 養豚農家に対して、従来から使用しているワクチンの購入が困難な場合は、他の製品の使用を指導し、これまで養豚農家が使用していたワクチンなどを参考にした上で指示すること。
- (2) 養豚農家に対して、接種適期を確認した上でワクチンを正しく使用するよう指導すること。
- (3) 養豚農家に対する指示書の交付は、養豚農家から情報提供される需要見込量の範囲で行うこと。また、指示書には、接種する妊娠豚の頭数及び接種予定日を明記すること。
- (4) 養豚農家に代わり、獣医師自らが販売事業者に注文する際は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で注文すること。また、注文時には、販売事業者に対して、ワクチンを利用する販売先養豚農家ごとの接種対象妊娠頭数及び接種予定日を情報提供すること。

5. 養豚農家

- (1) 獣医師の指導に従い、接種適期を確認した上で正しくワクチンを使用すること。
- (2) 既に購入したワクチンがある場合には、当該ワクチンを先に使用すること。
- (3) 獣医師に対し指示書の交付等を依頼する際は、需要見込量を情報提供すること。

【問い合わせ先】

・記の1について

動物衛生課家畜防疫対策室保健衛生班 星野
(内線) 4582 (直通) 03-3502-8292

・記の2から5までについて

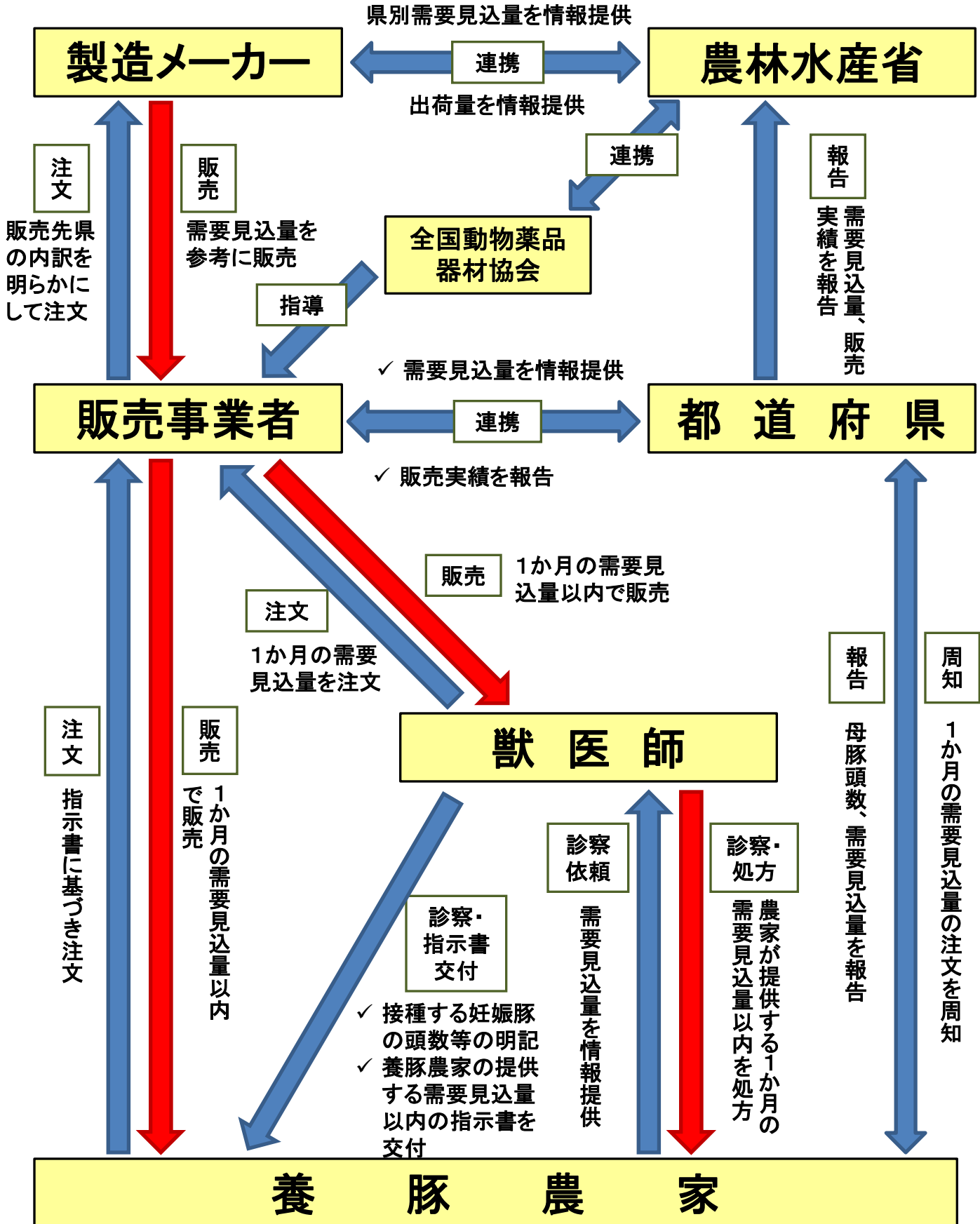
畜水産安全管理課薬事監視班 小牟田、金子
(内線) 4531 (直通) 03-3502-8701

yakuji_kanshi@nm.maff.go.jp

別記 関係団体

公益社団法人 中央畜産会
協同組合 日本飼料工業会
全国農業協同組合連合会
全国畜産農業協同組合連合会
一般社団法人 日本家畜商協会
一般社団法人 日本養豚協会
日本養豚事業協同組合
一般社団法人 日本SPF豚協会
公益社団法人 日本獣医師会
一般社団法人 日本養豚開業獣医師協会
公益社団法人 日本動物用医薬品協会
一般社団法人 全国動物薬品器材協会
一般社団法人 日本畜産副産物協会
全国精麦工業共同組合連合会
全国食肉センター協議会

新たなPEDワクチンの円滑供給体制



新たなPEDワクチンの円滑供給の流れ

1. 都道府県別の需要見込量の作成

- 都道府県は、養豚農家の需要見込量を取りまとめ、農林水産省（動物衛生課）に報告。
- 農林水産省は、都道府県別の需要見込量を作成（動物衛生課）し、製造メーカーに情報提供（畜水産安全管理課）。

2. 都道府県と販売事業者間の連携

- 都道府県は、販売事業者に必要な見込量を提供。販売事業者は、需要見込量を参考にして、販売予定数量を決定し、製造メーカーに注文。

3. 都道府県から養豚農家への周知

- 養豚農家に対し、需要見込量の範囲内で注文するよう周知。

4. 獣医師の指示書の交付

- 獣医師は、養豚農家から提供される需要見込量の範囲で指示書を交付。
- 養豚農家は、上記の指示書に基づき、販売事業者に注文。（既に購入したワクチンがある場合は、先に当該ワクチンを使用）

5. 製造メーカーから販売事業者への販売

- 販売事業者からの注文を受けた製造メーカーは、農林水産省から提供する都道府県ごとの需要見込量を参考に販売事業者へ販売。

6. 販売事業者から養豚農家・獣医師への販売

- 養豚農家又は獣医師からの注文を受けた販売事業者は、需要見込量の範囲で販売。

7. 実績の取りまとめ

- 販売事業者は、販売実績をとりまとめ、都道府県に報告。また、都道府県はこの取りまとめを畜水産安全管理課に報告。

豚流行性下痢（PED）のワクチン

平成26年10月28日
現在

- **妊娠豚に2回注射**すると、母豚は抗体を含んだ乳を出します。
- この乳を飲むと、**子豚**の発症を防いだり、症状を軽くすることができます。

【昨年秋】

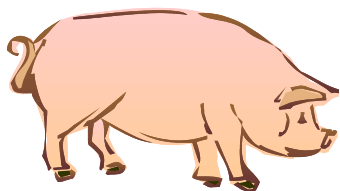
ワクチンメーカー
に増産を要請

【25年度】

100万回分の
ワクチンを出荷

【26年度】

- 本年度は300万回分を製造予定
- 第1・第2四半期は**193万回分**を製造
- 第3四半期（10～12月）は**93万回分**を製造予定
- 第4四半期（1～3月）も需給に見合った製造



全国の子取り用めす豚：
899,700頭（平成25年2月）



ワクチンの効果を十分引き出すために、**日頃からの衛生管理**（特に分娩舎におけるこまめな排せつ物処理や消毒など）の徹底が重要です。



豚流行性下痢（PED）ワクチンの使い方

PEDワクチンは、妊娠豚に2回注射することで、分娩後、**ほ乳豚が乳汁（特に、常乳）を続けて十分に飲むことにより**、PEDの発症を阻止又は軽くすることができます。



ワクチンの効果を十分に引き出すために、次のことに注意して使いましょう。

1. 用法・用量に従った使用

- 用法・用量を守って、**分娩前の妊娠豚に2回注射**します。
- 子豚や肥育豚にワクチンを注射しても効果はありません。

2. 継続的な使用

- **ワクチンを続けて使いましょう**。発生してからワクチンを接種しても、十分な効果を得ることが難しくなります。

3. 母豚の健康管理

- **分娩舎を衛生的に保ち、母豚へのストレスを減らすなど**、母豚の健康管理が大切です。
- また、母豚が十分に乳汁を出しているか、子豚が十分にほ乳できているか確かめましょう。

4. 衛生的な飼養管理

- 日頃から清掃や消毒を徹底し、排泄物をこまめに適切に処理し、衛生的な飼養環境を保ち、**ウイルスから子豚を守る環境**を作りましょう。

